

久御山町仲よし学級運営業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本町が設置する久御山町放課後児童健全育成施設（以下、「仲よし学級」という。）は、小学校に就学していて、放課後に保護者が労働や傷病などの理由により家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、一人ひとりの児童が健全に成長することを目的に設置しているものである。仲よし学級の運営について、利用する児童及び保護者の視点に立った良質なサービス提供及び業務遂行能力を有する事業者を選定するため実施する公募型プロポーザル方式による選定に関し必要な事項を定める。

2 業務内容

「久御山町仲よし学級運営業務委託仕様書」による

3 業務実施場所、クラス数、定員数

- (1) 御牧仲よし学級 1クラス 定員：70 名
相島曾根 19 番地（久御山町立御牧小学校内）
- (2) 佐山仲よし学級 2クラス 定員：90 名
佐古内屋敷 56 番地（久御山町立佐山小学校内）
- (3) 東角仲よし学級 2クラス 定員：90 名
佐古東角 12 番地（久御山町立東角小学校内）

4 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間。

5 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

但し、契約日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までは開設準備期間とする。

6 見積限度額

見積限度額：252,704,700 円（履行期間 3 年間合計）

様式第 5 号 見積書を提出するにあたり、2 見積金額（総額）が上記の見積限度額を超える金額を記載した場合は失格とする。

※なお、本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項に該当するため、非課税として取り扱う。

※特別な配慮が必要な児童対応の特別支援指導員の人件費も含む金額とする。

7 参加資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人であること。（社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等）
- (2) 久御山町物品供給・役務提供等競争入札等参加資格登録台帳に登録のある者。
- (3) 参加申込書の提出時点で、放課後児童健全育成事業、保育所等児童福祉施設などの運営実績を現に有する者。
※法人がグループ会社形態の場合は、同一法人グループでの実績も認める。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (7) 企画提案書の提出期限までの間、京都府又は久御山町から指名停止措置又は指名回避措置を受けていない者。
- (8) 参加申込書の提出時点でプライバシーマーク又は I S M S の認証を受けていること。又は、現に取得に向け、申請手続きを行っており、令和 7 年度中に取得見込みがあること。
- (9) 国税及び地方税等の滞納が無いこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定す暴力員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

8 プロポーザル実施スケジュール（※スケジュールは変更となる場合がある。）

実施内容	期日
公募開始	令和 7 年 10 月 20 日（月）
参加申込書の提出	令和 7 年 10 月 20 日（月） 9 時から 10 月 31 日（金） 17 時まで
質問受付期間	令和 7 年 10 月 20 日（月） 9 時から 10 月 27 日（月） 17 時まで
質問の回答	令和 7 年 10 月 30 日（木） 17 時までに随時回答
企画提案書提出期限	令和 7 年 11 月 7 日（金） 17 時まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 7 年 11 月 18 日（火） 13 時から

審査結果通知	令和7年 11月 下旬（予定）
契約締結	令和7年 11月 下旬（予定）

9 参加申し込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）に別に定める必要書類を添えて提出すること。書類が不足する場合及び提出期限までに提出が無い場合は、本プロポーザルへの参加ができないものとする。

（1）公募型プロポーザル参加申込書の提出

- ① 提出期間 令和7年10月20日（月）9時から10月31日（金）17時（必着）
- ② 提出場所 久御山町教育委員会 生涯学習応援課
- ③ 提出方法 生涯学習応援課への持参（平日9時から午後17時まで。時間外及び閉庁日の受領はしない。）又は到達が確認できる方法による郵送（提出期限までに必着）
- ④ 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
 - イ 企業・団体等概要及び事業実績（様式第2号）

※令和7年4月1日現在にて放課後児童健全育成事業、保育所等児童福祉施設などの運営を継続している証明として契約書の写し（自治体名、履行期間の記載があれば表紙でも可）を添付すること。
 - ウ 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
 - エ 履歴事項全部証明書（発行日が直近3か月以内のもの）
 - オ 国税に関する納税証明書その3の3（発行日が直近3か月以内のもの。）
 - カ 町税の完納証明書（発行日が直近3か月以内のもの。）

※久御山町に納税義務のある場合
 - キ 貸借対照表及び損益計算書（直近3か年分）
 - ク プライバシーマーク又はISMSの認証を証明する書類（登録証の写し等）又は申請手続きを行っていることが証明できる書類

⑤ 提出部数 各1部

（2）参加辞退届の提出

公募型プロポーザル参加申込書を提出したのちに参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第7号）を提出すること。

10 質問の受付及び回答

本業務に関する質問の受付は、令和7年10月20日（月）9時から10月27日（月）17時までに様式第6号を用いて生涯学習応援課あて電子メールにより提出すること。

質問等への回答は、令和7年10月30日（木）17時までに随時町ホームページで公開する。

※メール送信後、受信確認のため生涯学習応援課へ電話連絡すること

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル提案申請書（様式第4号）

② 企画提案書（任意様式）

A4用紙、35ページ以内（表紙や目次含む）

印刷カラー・フォント・行間自由、文字サイズ12ポイント以上（図表は12ポイント以下でも可）

③ 見積書（様式第5号）

※見積金額の積算にあたる費用負担区分は、「久御山町仲よし学級運営業務委託仕様書別表1 業務分担区分・費用負担区分一覧」のとおりとする。

(2) 作成にあたっての注意事項

① 作成部数は、正本1部、副本9部とする。

② 企画提案書の様式は任意とするが、内容については「12 審査及び選定方法（3）評価基準」で示す「評価項目」及び「評価視点」の内容であることがわかるように示すこと。

③ 企画提案書は「評価項目」及び「評価視点」の順で作成すること。

④ 副本については、参加者を特定できる名称・マークなどは墨消しすることとし、見積書（様式第5号）の押印は不要とする。

(3) 提出方法

① 提出期限 令和7年11月7日（金）17時（必着）

② 提出場所 久御山町教育委員会 生涯学習応援課

③ 提出方法 生涯学習応援課への持参（平日9時から17時まで。時間外及び閉庁日の受領はしない。）又は到達が確認できる方法による郵送（提出期限までに必着）

12 審査及び選定方法

本業務に係る企画提案書等の審査、評価及び業務受託候補者選定は、久御山町仲よし学級運営業務委託に係る企画提案書審査委員会（以下「審査委員会」という。）において下記の要領で行う。

(1) 参加資格審査

「9 参加申し込み（1）公募型プロポーザル参加申込書の提出④提出書類」に掲げる書類について審査し、参加要件を満たしていることを確認する。審査結果については、随時担当者へメールにて通知を行う。

(2) 企画提案書によるプレゼンテーション及びヒアリング審査

提出された企画提案書によるプレゼンテーション及びヒアリングで審査を行う。

① プレゼンテーションの時間は30分（説明20分、質疑応答10分）の予定で実施。

② 参加人数は3名以内とし、企画提案書に基づいた補足説明用のスライド投影は認める。（スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは町で用意する。）

③ 提出した企画提案書に記載した内容のみの説明とし、記載している内容以外の説明や追加資料の配付は認めない。

④ プレゼンテーションの実施場所、日時等については、別途メールにて通知を行う。

(3) 評価基準

N0	評価項目	評価視点	配点
1	運営方針	(1) 事業者の基本方針、運営方針	10
2	実施体制	(1) 運営体制（平日、土曜、長期休暇） (2) 指導員等の雇用形態、処遇について (3) 研修計画、実施内容 (4) バックアップ体制（欠員発生時、長期休暇中の人員確保）	20
3	事業内容	(1) 日常の活動の取組み (2) 年間行事（その他特別な行事、イベント） (3) 学校との連携 (4) 地域との連携	25
4	保護者・児童	(1) 保護者との連絡体制（入退室管理システム導入） (2) 特別な支援を必要とする児童の対応	15
5	安全管理体制	(1) 児童の事故・怪我防止対応 (2) 防災対策及び災害時の対応 (3) 不審者等の緊急時の対応 (4) 個人情報の取り扱い	15
6	受託実績	受託自治体があり実績があるかどうか	5
7	価格	提案内容に対して妥当な金額でありコスト意識が反映されているかどうか	10

(4) 審査委員は評価項目に基づき企画提案書の内容を審査し、プレゼンテーション及びヒアリングの実施後に最終評価を行う。審査委員会は、審査委員による評価点の総得点を元に順位を決定し、業務受託候補者を選定する。

(5) 提案者が1事業者の場合であっても、本実施要領及び当該業務仕様書に照らし合わせ、審査委員会において、審査、評価を行う。

(6) 候補者選定後、参加者全員に特定又は非特定の結果を通知する。又、審査結果通知日翌営業日に、下記項目において久御山町ホームページにおいて公表する。

① 候補者の名称及び総合点

② ①以外の参加者の名称及び総合点

※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順で表記する。

13 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限後に書類の提出があったとき。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他審査委員会が本要領に違反すると認めるとき。

14 契約の締結

審査委員会で選定された業務受託候補者に対して、企画提案書の内容を確認及び協議の上、業務委託契約を締結する。

15 個人情報の保護

受託者は本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、久御山町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久御山町条例第4号）を遵守しなければならない。

16 業務の継続が困難となった場合の措置について

本町と受託者の契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本町は契約の取消しができる。そのために、本町に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、本町及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。又、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞無く提供することとする。

17 その他留意事項

- (1) 提出書類等は、本プロポーザル以外の目的のために使用しない。
- (2) 本プロポーザルに提出した提出書類等は、一切開示しない。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加提案者の負担とする。

18 事務局

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

久御山町教育委員会 生涯学習応援課

TEL : 075-631-9980 FAX : 075-631-6129

E-mail : shogai@town.kumiyama.lg.jp

担当 : 田中